

## 任意継続被保険者制度の手引き

退職や契約変更等により健康保険の被保険者の資格を失ったときは、新たな医療保険制度への加入が必要になります。退職後の医療保険制度は以下の通りです。それぞれに応じた条件のもと加入できます。

退職  
契約変更等



①在職時に加入していた健康保険の任意継続被保険者になる

②家族の健康保険の被扶養者になる

③国民健康保険の被保険者になる



以下、①在職時に加入していた健康保険の任意継続被保険者になるお手続きについてご説明します。②はご家族加入の健康保険、③はお住まいの市町村へお問い合わせください。※保険料負担が少なくなる場合があります。

### Q. 任意継続被保険者制度とは？



A. 健康保険の資格を喪失した後も**最長で2年間**、在職時の健康保険の被保険者として加入できる制度です。資格喪失日の前日(退職日当日)までに、**継続して2か月以上**の被保険者期間があることが必要です。原則として在職中と同様に保険給付が受けられますが、傷病・出産手当金を受けることはできません(退職後の継続給付に該当する場合は給付を受けることができます)。

### 【ご加入時の流れ】

①資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に任意継続被保険者取得届を提出



②当組合で審査後、お手元に健康保険証と保険料納付書が届きます。

※納付期限までに保険料を納めてください。

※初回は当組合が指定した日、その後は毎月10日まで(土日祝日は翌営業日)になります

☆ATM・インターネットバンキングでもお振込み可能ですが金額にお間違いのないようご注意ください



### 《ご注意ください！！》

○初回保険料が正当な理由なく納付期限までに納付されないときは、任意継続被保険者の資格は**取消**となります。

○毎月の保険料が納付期限までに納められないときは資格が**喪失**となります。





## Q. 任意継続被保険者の保険料と前納制度とは？

A. 保険料は退職時のお給料(標準報酬月額)をもとに当組合の保険料月額表にあてはめ算定します。  
 在職中は事業主と折半でしたが、任意継続被保険者は**全額自己負担**となります(ただし上限があります)。  
 ※次年度の保険料については、毎年4月に見直しを行います。

保険料は月払いまたは前納により納めますが、**保険料の前納**では下記期間で割り引かれた保険料をまとめて納めることができます。

前納できる期間	月分	納付期限
6か月分の前納	4月分から9月分まで	3月末日
	10月分から翌年3月まで	9月末日
12か月分の前納	4月分から翌年3月まで	3月末日

※年度の途中で加入された方は、資格を取得した月の翌月分から9月分、または翌年3月分までを前納することができます。

※加入した初月の保険料は割り引かれません。

## Q. 家族を扶養に入れるときに必要な書類は？

—— は必ず提出、----- は対象者に当てはまるものを提出してください。

### 【全員提出】

- 被扶養者異動届
- 被扶養者調書  
(16歳未満は不要)
- 住民票  
(世帯全員・続柄記載)

収入あり

### 【パート、アルバイト等】

- 直近3か月の給与明細の写し
- 課税証明書

### 【年金受給中】

- 直近の年金振込通知書の写し
- 年金証書の写し

### 【雇用保険受給中】

- 雇用保険受給資格者証

収入なし

- 非課税証明書または課税証明書  
(高校生は不要)



☆扶養に必要な書類は、それぞれの事情により異なる場合がありますので、ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

## ご確認ください！！

以下に該当した際は資格がなくなります

- ① 再就職し、新たな健康保険に加入したとき
- ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ③ 75歳に到達したとき(後期高齢者医療制度に移行します)
- ④ 死亡した場合
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなる旨を保険者に申し出た場合



(2022.1～法改正により追加されました)

※喪失による保険料の過払いがある場合は還付いたします。